

令和5年3月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和5年3月20日(月) 午前8時57分～9時4分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1番	富木田 好正	2番	山下 恭生
3番	猪熊 幸雄	4番	三野 久米吉
5番	梶野 和幸	6番	木下 得代
7番	山本 茂	8番	大原 眞路(会長職務代理)
9番	中村 康男(会長)	10番	宮本 賢一
11番	吉田 宏明	13番	吉田 昌治
14番	川田 一博	15番	原 武信
17番	三木 洋一	18番	石井 淑雄

#### 欠席委員

12番	喜田 清己	16番	竹内 博文
-----	-------	-----	-------

#### 傍聴推進委員

5番	山口 豊	7番	濱崎 郷廣
----	------	----	-------

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	藤本 直哉
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	佐藤 由佳
事務局書記	山崎 貴士

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	2件	田 畑	1,463 943	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	5件	田 畑	2,218 130	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	4件	田 畑	2,984 147	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	4件	田 畑	246.96	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積計画書	21件	田 畑	30,424 20,918	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請			2件	
第8号議案	地籍調査に基づく地目変更について	1件			
第9号議案	特定農地貸付の承認申請	1件			
報告第1号	合意解約	5件	田 畑	4,585	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>

## 令和5年3月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より3月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで 合計40件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中16名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、喜田 委員さん、竹内 委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を15番 原 委員さんと18番 石井 委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、17番 三木 委員さん、1番 富木田 委員さんと私で、3月17日(金)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」2件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」2件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 221㎡ 外7筆 計 1,924㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

2番、・・・、面積 482㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が生前贈与により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

本日の案件2件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」2件のうち、1番については三木委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくこととなります。

それでは、1番について審議を行いますので、三木委員さんには退室をお願いいたします。

(三木委員 退室)

会長職務代理 1 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 **【異議なし】** の声あり

(三木委員 入室)

会長職務代理 次に、2 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 **【異議なし】** の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」2 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」5 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 333 m<sup>2</sup>外 1 筆 合計 647 m<sup>2</sup> **【議案読み上げ】**

無断転用の有無 有

転用目的 貸事務所、貸資材置場、貸車両置場

申請理由 申請者は会社を所有しており、業務に使う資材や車両の置場が不足してきたことから、所有農地の一部を造成し、資材置場等として利用してきました。今回、無断転用を解消するため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

2 番、・・・、面積 512 m<sup>2</sup> **【議案読み上げ】**

無断転用の有無 有

転用目的 貸駐車場

申請理由 昭和 55 年頃に申請者の父が貸駐車場として造成し、現在に至っています。今回無断転用を解消するため申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が近隣商業地域、第一種住居地域と定められている第 3 種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ

の影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

3番、・・・、面積 51㎡ 外2筆 合計 299㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 敷地拡張

申請理由 申請者は現在県外に居住していますが、月の半数ほどは実家や農地の管理のため帰省しています。申請地は平成12年頃に申請者の父がカーポートを建て宅地として利用していました。相続により地目が農地のままであることが判明し無断転用を解消するため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

4番、・・・、面積 729㎡ 外1筆 合計 760㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 敷地拡張

申請理由 昭和47年頃、申請者の父が貸家を建て、現在に至っています。今回、無断転用を解消するため申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が第二種中高層住居専用地域と定められている第3種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

5番、・・・、面積 130㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 貸住宅

申請理由 申請者は令和元年に当申請地を相続しましたが現在空き家となり、維持管理に困っていました。この度、借人が決まったため無断転用を解消するため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」5件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」5件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 20㎡ 外4筆 合計 1,286㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 診療所、店舗、駐車場

申請理由 譲受人の夫は病院に勤務しておりますが、独立して開院することになりました。それに伴い、譲受人を代表として、医薬品の販売、診療報酬請求事務等を行う法人を設立して、転用事業を計画しました。計画では、診療所および一部喫茶も営業する予定です。

申請地は、必要な広さを確保できるうえ市道に接しており、交通の便が良いため検討したところ、土地所有者との話もまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「第2種住居地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

2番、・・・、面積 260㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 敷地拡張で駐車場として利用

申請理由 譲受人は、申請地の隣に居住しています。自身の居宅と両親の居宅があり、駐車場が不足していました。譲渡人は叔父にあたりますが、県外に居住しており管理にも困っていたため、今回の話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「第1種低層住居地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積 1,438 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 共同住宅

申請理由 譲受人は、主に産業機械の設計製造等を行っておりますが、近年の経営環境の変化に対応するため経営の多角化を検討し、共同住宅経営を計画しました。

申請地は、駅から近く生活に便利であることから選定したところ、農地処分を考えていた譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「第1種住居地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

4番、・・・、面積 147 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 敷地拡張で駐車場

申請理由 譲受人は両親と同居しておりますが、手狭であるため宅地を購入して住宅建築を計画しました。しかし、駐車場がないため敷地拡張を計画したところ、市外在住の所有者と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

三木委員

1番は会社が診療所を経営するのでしょうか。

事務局長補佐

転用事業者は1番の会社ですが、診療所については医者がするので、貸し施設ということになります。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」4件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番から4番については現地調査を実施しておりますので、17番 三木 委員さん、1番 富木田 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

三木委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」1番、2番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 2.75 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請理由 昭和50年頃より農道として利用しているためです。

2番、・・・、面積 41 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請理由 昭和43年頃より農道として利用しているためです。

以上です。

富木田委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」3番、4番の現地調査報告をさせていただきます。

3番、・・・、面積 2.82 m<sup>2</sup> 外1筆 合計 4.21 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請理由 平成26年頃より農業用水路として利用しているためです。

4番、・・・、面積 199 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請理由 昭和45年頃より農業用倉庫を建築し利用しているためです。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま三木 委員さん、富木田 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局書記

第4号議案「非農地証明願」については、先ほどの三木委員さん、富木田委員さんのご説明通りです

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」4件に

ついて、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」4件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」21件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」21件についてご説明いたします。

今月は新規に農地の貸借をする案件が14件、更新が4件、再設定が3件で、そのうち農地機構を通じた貸借が10件となっております。

以上、農用地利用集積計画書21件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」21件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」21件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」2件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 3.4㎡ 外6筆 合計 3791.4㎡【議案読み上げ】

変更目的 道路区域の拡幅

申請理由 申請者は、令和4年12月21日に転用許可を受けています。

現在は、工事に取り掛かっておりますが、隣接する農道を拡幅したいと地元からの追加要望がありました。そのため、新設擁壁を設置し農道拡幅用地を確保することになりました。なお、必要となる面積53.39㎡の確保は、全体の区画数は変更せずに区画の面積を調整することで対応しています。

2番、・・・、619㎡ 外1筆 合計872㎡【議案読み上げ】

変更目的 分譲住宅2区画から3区画への変更

申請理由 申請者は、令和4年8月17日に転用許可を受けています。

1区画の平均が、約436㎡の2区画で計画しておりましたが、顧客の要望を受け約280㎡が2区画、約330㎡が1区画の3区画へと変更するものです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続きまして今月は農政部門の議案が2件出ております。

第8号議案「地籍調査に基づく地目変更」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは第8号議案「地籍調査に基づく地目変更」についてご説明いたします。  
本市では平成25年度から農林水産課地籍調査係において地籍調査を実施しており、一筆ごとの土地の境界地目地積等を確認し、法務局への登記を行っております。  
本件は国土調査法に基づく地籍調査における地目認定について、登記簿上の地目が農地である土地の形質等が変更されている場合において、農業委員会に照会することになっており、農林水産課地籍調査係より農業委員会の意見を求められたものであります。

今回の内容は、令和3年度に調査を実施した林田町のうち、字 洲鼻前 38件、字 惣社 9件、字 馬場南 86件、字 馬場北 28件でございます。

議案の12ページから39ページが資料となっております。

以上が地籍調査に基づく地目変更の内容でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「地籍調査に基づく地目変更」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

山下委員 令和3年度は、この地域が対象でしたが、4、5年度はどちらに調査が入るのでしょうか。

事務局長補佐 令和4年度は、林田町洲鼻前乙、林田町大番北、林田町大番南、林田町前場となっ

ております。海岸沿いの方から行っていく予定です。令和5年度は、高屋町、大屋富町の一部の予定になっております。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「地籍調査に基づく地目変更」につきまして原案どおり承認し、市農林水産課に対し異議ない旨の回答をしていくことといたします。

続いて、第9号議案「特定農地貸付の承認申請」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、第9号議案「特定農地貸付の承認申請」について説明をさせていただきます。

坂出市長より、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき、特定農地貸付について承認の申請が提出されております。

【議案読み上げ】

以上で説明を終わります。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第9号議案「特定農地貸付の承認申請」について、なにかご意見・ご質問ございませんか。

梶野委員 何区画用意しているのでしょうか。

事務局長 20区画を予定しております。

猪熊農園 無償での貸付でしょうか。

事務局長 税額分の支払いが必要になると聞いております。

《質疑応答》

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第9号議案「特定農地貸付の承認申請」につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

以上で、本日の農地法等許可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてご説明いたしま

す。

1番、・・・、面積 866 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

本件は第6号議案1番と関連しています。

備考 永小作権の解消

2番、・・・、面積 439 m<sup>2</sup> 外1筆 計 805 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

備考 永小作権の解消

3番、・・・、面積 350 m<sup>2</sup> 外1筆 計 1,295 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

備考 永小作権の解消

4番、・・・、面積 333 m<sup>2</sup> 外1筆 計 647 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消

5番、・・・、面積 972 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消

以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件について、なにかご質問はありませんか。

梶野委員

4番、5番は転用目的でしょうか。

事務局書記

4番は2号議案の1番関連となります。5番については、家への転用で今後申請予定と聞いております。

(委員による確認)

各委員

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これをもちまして3月の定例会を閉会致します。  
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時44分終了

